

研究機関で雇用する特別研究員-PD等の育成方針

滋賀大学が雇用する日本学術振興会特別研究員-PD等の研究環境の確保・充実、能力開発支援等に関する育成方針、予定する取組み等は次のとおりとする。

○研究環境に関する事項

1. 特別研究員-PD等が研究に専念し、その能力を十分発揮できる環境を確保するため、特別研究員の研究課題の実施に必要となる施設・設備・文献・標本資料・通信環境等の利用を可能とする。
2. 特別研究員-PD等に係る安全衛生管理について、労働災害の未然防止、安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進するため、滋賀大学職員安全衛生管理規程に基づき健康診断の受診、その他安全衛生管理を行う。
3. 男女共同参画社会の実現、多様な視点や創造性を確保し、活力ある柔軟な研究環境を形成するため、特別研究員-PD等が出産又は育児に伴い研究に専念することが困難な場合は、採用の中断及びそれに伴う延長を可能とする。

○キャリア開発の支援に関する事項

1. 特別研究員-PD等は、最も研究に専念できる、研究者として成長していくうえでのキャリアパスの一段階にある。この時期を経て特別研究員-PD等が将来的に産学官各領域で研究者として活躍していくためには、研究に集中できる機会や環境とともに研究者としてのキャリアに必要となる能力開発の機会を提供することが極めて重要である。

そのために、まず指導教員が本学の学内規程等に定められた遵守事項について指導を行い、大学が行う以下に例示する研修の受講機会を提供する。

- ・研究倫理 e-ラーニングコース（日本学術振興会）
- ・安全保障輸出管理に関する研修
- ・情報セキュリティ研修
- ・ハラスメント研修

2. 本学においては、多くの民間企業や地方公共団体との共同・受託研究を行っている。指導教員等との共同研究を通じた研究力強化の機会を提供するとともに、企業等との共同研究課題への取組みの機会を設けることにより、実践的な研究能力の育成を支援することが可能である。